

岩手県告示第483号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和8年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 登録年月日及び登録番号
- (1) 登録年月日 令和8年8月27日
- (2) 登録番号 45
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 名称 有限会社丸善農産
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 武田 善一
- (3) 主たる事務所の所在地 北上市和賀町煤孫19地割7番地
- 3 農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物（玄米）
- 4 登録の区分 品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域 岩手県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
武田 尚樹	玄米	国内産農産物に限る。